

第2号（12月11日）

○出席議員及び欠席議員氏名	1
○会議録署名議員の氏名	1
○職務のために議場に出席した者の職氏名	1
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	2
○議事日程	3
○開　　議	4
○一般質問	4
南　　ゆかり　君	4
佐々木　一郎　君	9
○散　　会	14

出席議員及び欠席議員氏名

議席番号	氏名	出席	欠席	摘要
1	高田 浩樹	○		
2	南 ゆかり	○		
4	藤野 菊信	○		
5	米沢 康彦		○	
6	田中 太左エ門	○		
7	佐々木 一郎	○		
8	齋藤 稔	○		
9	伊部 良美		○	
10	青柳 良彦	○		
11	笠原 秀樹	○		
12	木村 繁	○		
13	北島 忠幸	○		
14	吉村 春男	○		

会議録署名議員の氏名

13番議員	北島 忠幸	14番議員	吉村 春男
-------	-------	-------	-------

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長	佐々木 大輔	事務局書記	杉森 匡
------	--------	-------	------

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	内藤 俊三	副町長	野 賢一
教育長	久保理恵子	総務理事	出口 俊一
民生理事	上坂 明子	産業理事	牧田 芳広
建設理事	畑 雅樹	教育委員会事務局長	吉田 純子
会計管理者	佐々木靖郎		

令和元年12月越前町議会定例会議事日程〔第2号〕

令和元年12月11日（水）

日程第 1 一般質問

開議 午前10時00分

○議長（青柳良彦君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は11人です。なお、伊部、米沢両議員から欠席届が提出されております。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（青柳良彦君） 日程第1 一般質問。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

2番、南ゆかり君。

2番（南 ゆかり君） 登壇

○2番（南 ゆかり君） 議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づき質問させていただきます。

保育士、子育て世代への取り組みについてお尋ねします。

10月から消費税増税と同時に、幼児教育・保育無償化、いわゆる幼保無償化になりました。この政策は子育て世帯の負担を軽減し、全世代型社会保障への転換を加速し、少子化対策につなげたいとの目的ですが、実際には解決すべき問題がたくさんあり、不安や疑問の声も多く上がっています。

小さなお子様のいる家庭にはとても助かるとの声がありますが、一方では待機児童問題と保育士不足の問題が心配されていますが、越前町での現状はどうでしょうか。

幼保無償化によりさらに保育の質が問われ、業務負担の増加が考えられます。保育の質を守るには保育士が定着できるよう、保育士がやりがいを持って働ける環境に現場を改善することだと言われますが、そのためには、ITなどで作業を効率化したり、保育、教育業界がチームワークを持って社会に声を上げる、また、その声を行政が聞き、保育士が安心して働ける環境をつくる必要があります。実際に保育士の声は聞く機会はあるのでしょうか。

会社の人手不足により、職場で育児休業をとりにくい雰囲気や、育児休業の制度がないため、1歳までの赤ちゃんを預けて働かねばならない状況の人が多いようです。職場復帰後の短時間勤務制度がない職場、またはあったとしても利用しにくい現状があります。日本の社会全体が子育ての大変さを理解し、子育て世代への配慮をしてほしいものです。

子供を早く預けて、母親に仕事をしてほしいという社会の風潮があり、仕事を持っていないお母さんへの焦りとプレッシャーになっています。3歳までの子育ては、一生のうちで最も重要で、愛情と抱っこは子供の人格形成にとっても大切だという周知や、この時期を心豊かに過ごせる子育てに専念したい方へのサポートや取り組みについてはいかがでしょうか。

町では近年、核家族化、少子化、地域のつながり希薄化など、さまざまな社会変化とともに、各家庭での子育てに新たな問題が発生しています。その中でも、食の問題は生命を営む上で非常に重要であります。世界中の健康志向の人々から注目されている和食ですが、2013年にユネスコ世界無形文化遺産に登録されました。新鮮な農作物や海産物、おだしや発酵食品を上手に使う調理の知恵がある和食は、日本の風土と日本人の心が育ててきた栄養バランスのすぐれた食生活で

す。一汁三菜とって御飯に汁物と3つのおかずを組み合わせた基本の形があります。親から子へと受け継がれてきたこの和食文化が、現代日本人の生活スタイルの欧米化とともに崩れつつあります。

共働き家庭、核家族の家庭では、食事の支度の時間が十分にとれず、便利さと早さからコンビニ食、スーパーのお惣菜、冷凍食品、インスタント、駄菓子などを利用していたりしますが、これらの食品は腐らないよう防腐剤などの添加物が入っていて、子供にも大人にも健康的とは言えないです。若い世代の親に基本的な食の知識を学べる機会があるとよいのですが、具体的な取り組みや計画はありますか。

お願いいたします。

○議長（青柳良彦君） 町長。

町長（内藤俊三君） 登壇

○町長（内藤俊三君） それでは、南議員のご質問にお答えいたします。

まず1つ目のご質問の幼児教育保・保育無償化による越前町での待機児童、保育士不足問題について、現状をご説明させていただきます。

ご承知のとおり、10月から保育所等を利用する3歳から5歳の全ての子供たちとゼロ歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちの利用料が無償化となりました。越前町では、これまで待機児童の問題はなく、10月1日現在、3歳から5歳につきましては、全てのお子さんが保育所や認定こども園等を利用しております。また、ゼロ歳から2歳児の約75.8%が保育所等を利用しており、利用児童のうち、約17.5%が無償化の対象となるお子さんとなっております。

今年度については、心配しておりました無償化に伴う保育所等の急激な利用増はなく、新たな保育所を確保しなければならないという問題は生じておりません。しかしながら、無償化に関係なく、核家族化が進行していることに加え、母親の約90%がパートも含め何らかの形で働いていることや、就労していない母親の50%が、子供が1歳になったら働きたいと思っているという現状があり、慢性的に保育士の確保に苦労しているところでございます。

さらに、国の保育士配置基準では、ゼロ歳児は3人に1人、1歳児から2歳児は6人に1人の保育士を配置することとなっております。低年齢児の利用がふえることで多くの保育士を確保しなければならなくなります。また、保育士の仕事は重労働で責任も重いことから、なり手不足であったり、せっかく資格を持っていても離職するという実情もございます。

今後、非課税世帯のゼロ歳児から2歳児までの入所希望の増加に加え、県が12月議会に低所得者に対する第2子の保育料等の無償化を提案されたことに伴う入所希望の増加も見込まれるため、議員ご指摘のとおり、保育士不足やそれによる業務負担の増が懸念されるところでございます。

こうした課題について、現在行っている取り組みについてご説明をさせていただきます。

県では、就労意欲のある潜在保育士の掘り起こしや、保育士の離職防止、また、保育士のイメージアップや質の確保を図るため、ことし10月に福井県保育人材センターを開設いたしました。センターでは、保育士と雇用者のマッチング支援、保育士相談、保育士の就学資金や就職準備金の貸し付け事業、研修事業などを行っております。また、保育士の業務負担軽減を図るため、私立保育園への国の補助事業として、保育所等お仕事サポート事業が新たに創設されました。この事業は、保育業務の補助を行う人や清掃、給食の配膳など、保育周辺以外、保育周辺

業務を担う人材の雇い上げ費用を支援するものでございます。

町の公立保育所においては、昨年度、保育日誌や保育計画、児童の記録を一元管理する保育管理システムの導入を行い、保育事務の軽減を図っております。保育士の待遇改善策として、町では私立保育園等に対し、毎年国の処遇改善による単価改正に準じた運営委託料の増額や、退職掛金等に対し補助を行っております。公立保育所の嘱託保育士については、地方公務員法の改正により、会計年度任用職員として令和2年4月から給与が改善される予定となっております。

次に、環境改善のために保育士の声を聞く場や機会はあるかというご質問でございますが、公立保育所については、毎月1回、担当課長、担当者も出席する保育所長会議を開催しており、その中で問題となっていることや要望などもお聞きしております。そのほか、人事評価で年3回行う保育所長面談の中で、保育所の現状などもお聞きしております。保育所からお聞きした問題等については、実情に応じた保育士の配置や予算計上など、できるところから取り組んでいるところでございます。

次に、自宅で子育てに専念できるためのサポートや取り組みについてご説明をさせていただきます。

1つ目として、保護者の病気や出産、冠婚葬祭、育児疲れなど、家庭での保育が困難となった場合に、一時的に子供を預かる一時預かり保育や、家事などを手伝う日常生活援助がございます。2つ目には、病気の治療中や回復期に一時的に子供を預かる病児・病後児保育があります。この2つの事業についても、幼児教育・保育無償化に伴い、保育所等を利用していない3歳から5歳までの子供と、ゼロ歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供の利用料が無償化されました。

また、町内に5カ所ある子育て支援センターでは、保育所に通っていないお子さんと保護者の方に利用していただき、子育ての悩みをお聞きしたり、短い時間ですが、支援員がいることでお母さんがほっとする時間が持てる場となっております。また、行事の中に子供さんだけでなく、お母さん向けのリフレッシュ講座も実施し、好評を得ております。

現在、町では、昨年度実施した子育て支援に関するニーズ調査をもとに、令和2年度から5年間を計画期間とした第2期子ども・子育て支援事業計画の策定に取り組んでいるところでございます。今後、この計画策定の中で、保護者の方が心にゆとりを持って安心して子育てができるよう、共働き世帯への支援とともに、家庭での子育て支援についても検討してまいりたいと存じます。

次に、若者、子育て世代の食育の機会についてですが、町では、乳幼児期の食育の機会の第一歩として、5、6カ月児、8、9カ月児を対象とした離乳食教室を開催しております。これから始まる子供の食生活に楽しみや不安を抱えておられる親御さんに対し、離乳食の進め方のほか、家族と一緒に食卓を囲んだり、手づかみ食で自分で食べることを楽しむといった環境や雰囲気づくりも推奨しております。

また、忙しいお母さんが手間をかけずに出来る簡単な調理法や、簡単にできるだしのとり方なども伝え、子供の食事づくりに気軽に取っかかりられるよう工夫しております。昆布でとったただけで煮た豆腐を試食し、お母さんたちはだし汁だけでこんなにおいしい味になるのだと感激されております。幼児期には1歳6カ月、2歳、3歳、5歳児健診を実施し、生活のリズムや食事の内容、食事の悩みなどを確認しております。早寝早起き朝御飯から始まる規則正しい食生活を身につけることを啓発したり、栄養士が一人一人のお母さんと食についての話をしな

がら、その家庭その家庭に沿った支援を行っております。また、今後は、命のいとおいさを強く感じている妊娠期こそ、食の大事さを実感する時期と捉え、妊娠届け出時やマタニティ教室でも食育を進めてまいります。

子供たちが就学後は学校において食育の取り組みを行っております。近年偏った栄養摂取、朝食欠食など、食生活の乱れや肥満、やせ傾向など、子供たちの健康を取り巻く問題が深刻化しております。また、食を通じて地域を理解することや食文化の継承を図ること、自然の恵みや勤労の大切さなどを理解することも重要であることから、栄養教諭による食に関する丁寧な指導や学校における食育の生きた教材とも言える学校給食の充実を推進しております。例えば、小学校においては、鉄分を意識したアイアン献立や郷土料理の伝承を考えるふるさと献立、越前町産100%のえち膳の日給食など多種にわたり、また、生産者や調理人と交流し、感謝を伝えるといった特色ある取り組みを行っております。中学校ではこれらに加え、魚のさばき方やセイコガニのむき方を授業として取り組んでおり、生徒からも好評のようです。

また、子供たちの健全な食生活は、家庭と学校の連携が重要であることから、保護者に対しても毎月学校給食センターが発行する給食だよりの中で、家庭でできる食育の取り組みを紹介し、家庭での指導をお願いするとともに、食に関する新鮮な情報や話題をお届けしております。

食の基本的なことは、昔から家庭や地域などさまざまな場所で当たり前になり、生涯にわたって実践し、次世代へと伝えられてきました。しかし、近年は核家族化が進み、また簡単に調理された食品が手に入りやすい時代になり、そのような当たり前のことが難しくなっておりおます。越前町の子供たちが食を通じて心身ともに健康に育まれるためには、保健事業や保育所、学校給食にとどまらず、地域コミュニティや関係団体、地元の方々とともに進めていくことが必要であると考えております。

そのような中で、食の伝承や交流の場づくりなどを検討していきたいと存じますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。南議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（青柳良彦君） 南ゆかり君。

○2番（南 ゆかり君） ご答弁ありがとうございます。

既に取り組まれていることもあると知りました。先ほどの町長のご答弁のように、町では各保育施設、小・中学校での給食の質は高く、月1回家庭に配布される給食だよりの内容は、お料理のつくり方や食育クイズ、郷土料理や食材の紹介など、親子で読めて楽しく、役に立つものです。各保育施設、小・中学校では、地域の特徴を生かした食育に力を入れておられ、おいしく新鮮な海産物、安全な農作物などが豊富な越前町は、食育面でとても恵まれた環境です。子供の食育は一生の食習慣を確立すると言われます。各家庭での習慣的な継続が必要です。

食事は栄養やエネルギーを補給するためだけのものではなく、誰かと一緒に食べることで、生活習慣病や偏食の防止につながり、協調性と社会性を育みます。家族で食卓を囲み、楽しく食事することは、子供の心身の安定に大切です。しかし、大切とわかっていても、近年は核家族化、共働き家庭が多く、できない家庭が多いというのが現状です。家族が不在の食卓で、ひとりで食事することを孤食と言いますが、子供に孤食ではなく、いろいろな人とともに食事する共食の体験を与えたいと2012年東京の八百屋さんで始まった子ども食堂は、今、全国に3,700カ所以上に拡大し、年間100万人以上が利用しています。子ども食堂とは、

子供やその親、地域の人々に対し、無料または安価で栄養ある食事や、温かな団らんを提供するための日本の社会活動です。

町では、昨年から赤い羽根共同募金の助成を受け、月一度のペースで有志たちがボランティア活動をされている越前町にこにこ食堂があります。このような子ども食堂は、地域の家庭問題にいち早く気づくきっかけになり、子供の居場所づくり、地域のつながりづくりなどになります。今後も地域ニーズに合わせて拡大していくと予想されます。継続していくには、行政と自治体の理解と支援が必要と言われます。引き続き、ご支援よろしくお願ひいたします。

若い世代は栄養バランスや安全に配慮した食生活を送っている人が少ないのが現状です。しかし、社会を担い、将来親になる可能性のある若い世代に、男女ともに食への関心と正しい知識を持ってもらう必要があります。女性の妊娠期は自分の体と宿った命に向き合え、食と健康に関心が高くなる時期です。この時期は比較的時間に余裕を持てるので、地域で話し相手や子育て仲間を見つけたり、孤立を防ぐといった子育て準備のためにも、食育の取り組みをしていただきたいと思います。

共働きや忙しい方に役立つ時短料理や男性も参加しやすい料理教室などもあると思います。具体的には何か計画はございますか。

○議長（青柳良彦君） 町長。

○町長（内藤俊三君） それでは、再質問にお答えいたします。

先ほどは町が関係する食育についてお答えをいたしました。幼児期について言うと、町内では各保育所がそれぞれの園の特色を生かした食育を行っております。少し紹介させていただきますと、保護者を対象に食の研修を行ったり、サツマイモなどの食物を栽培、収穫し、みんなで楽しく食べる体験をしたり、栄養のバランスや季節の食材について、わかりやすく子供たちに伝えたいと考えている保育所もございます。幸い収穫の体験には、地域の方がお手伝いに来られるところもございます。また、特別な取り組みでなくても、毎日の給食の中で配膳や挨拶、行儀、残さず食べるなど、園の友達と一緒にだからこそできる食のしつけが実践されております。家では好き嫌いがあるけれども、保育所では全部食べていますという話が親御さんからはよく聞かされます。

家庭や地域を初めとするあらゆるところに食を学ぶ機会がございます。越前町の子どもたちがさまざまな機会に食の大事さや楽しさ、習慣などを学び、大人になってからも実践して次の世代に伝えられる食育の推進を検討してまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（青柳良彦君） 南ゆかり君。

○2番（南 ゆかり君） ありがとうございます。

先ほどのように、妊娠期や男性も参加できるような食育のそういう集まりみたいなものもあるといいかと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。ご検討お願ひいたします。

自分のことになると、お恥ずかしいぐらいに抜けていますので、毎日いろんな失敗があって、それから反省もたくさんある中で、今までたくさんの方々から温かく見守っていただいて、助けていただいて、子育てをここまでしてきました。

今回の質問の前に、何人かの保育士さんにお話を伺いました。皆様、保育士さんの仕事は休憩時間もほとんどない中で大変ハードですが、とても生きがいを持つ

て、この仕事に誇りを持って皆さん、子供たちを育てていらっしゃる姿がとても印象的でした、すばらしいなと思いました。こんな先生方が越前町にいらっしゃるから、私たちは安心して子供たちを預けてこられたのだなど、改めて感謝しました。また、このようなすてきな保育士さんたちがこれからも保育士さんとしてお仕事を続けられるような、これからの人材も育てていくような職場づくりをサポートしていただきたいと思います。

また、子育てニーズ調査でも、今はさまざまなニーズがあり、担当の職員さんたちも自分の子育ての時代とのギャップに戸惑うこともあるかと思います。でも、どんなに便利でスピード化した世の中になっても、子育てはとうとくてかけがえない大仕事だと思います。温かいつながりや思いやり、優しい心を育てる町、健やかで幸せな子育てを町中で応援していけるような、そんな町づくりをお願いしたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（青柳良彦君） これで南ゆかり君一般質問を終わります。

次に、7番、佐々木一郎君。

7番（佐々木一郎君）登壇

○7番（佐々木一郎君） お許しを得ましたので、一般質問をお願いいたします。

私のほうから越前町の林業振興対策についてお願いいたします。

福井県の森林の概要ですが、31万2,000ヘクタールで、総土地41万9,000ヘクタールで、面積比率は74.5%です。そのうち国有林が3万9,000ヘクタール、民有林が27万3,000ヘクタール、民有林の内訳ですが、公有林が3万8,500ヘクタールで12.0%、私有林が23万4,500ヘクタール、75%、公有林と私有林の内訳ですが、針葉樹が12万4,000ヘクタールで、45.5%、広葉樹が14万2,000ヘクタール、52%、その他が7,000ヘクタール、2.5%となっております。針葉樹ですが、杉が10万3,000ヘクタール、ヒノキが6,600ヘクタール、その他が1万4,400ヘクタール、そのうち、4齢級以上7齢級までが2万1,600ヘクタールとなっております。

伐採の時期を迎えておるわけですが、県では県産材を利用して住宅を建設した場合、補助金を交付しております。これは最高50万円までと聞いておりますが、一方、越前町の森林概要でございますが、人口林が6,060ヘクタール、53%です。天然林が5,040ヘクタール、47%、合計で1万1,000ヘクタールとなっております。そのうち、4齢級から7齢級までが4,400ヘクタール、約72.6%となっており、伐採時期を迎えた山林が人工林の7割以上を占めております。しかし、林業不況と言われて久しく、山林が荒れ放題に荒れている現状でございます。

県は県産材活用に対して、その他いろいろな施策を講じております。越前町として、町産材を活用して、県と同じように住宅を建設したときに、補助金を交付するお考えはどうか、お伺いをいたします。

また、今現在、町の公共事業は、ほとんどが非木造で建設されていますが、町産材を利用して建設することを強く要望します。集成材技術も一段とよくなり、耐久度も非木造以上と言われております。木の香り、ぬくもりある温かさが望めます。特に、医療、福祉関係には最も最適だと思われませんが、町が率先して活用を促進することによって、林業振興につながり、林家の方の足が山に向くと考えられます。前向きな答弁をお願いいたします。

次に、森林環境譲与税の有効な活用方法についてですが、令和元年9月の議会において、787万8,000円が上程され、越前町の森林環境譲与税基金積立金として措置されております。国は使途としては、森林の間伐や林業の人材育成、担い手の確保、木材の利用促進や啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てなければならないとされております。

現在、越前町には林道台帳に登載されております林道が120キロあると聞いております。その他、林道として間伐に必要な作業道が多くあります。この作業道の管理については山林所有者に任されており、風水害、被害があっても災害の対象にはならず、開設をしても一度災害に遭うと放置してしまいます。このような林道復旧について、森林環境税を投入するお考えはあるかお伺いをいたします。また、林道台帳登載、林道整備についてもあわせてお伺いをいたします。

また、林家の林業離れから不在地主が多くなり、国は本人にかわって山林の管理をと言っております。公共団体が本人にかわって山林の管理をすることです。このことについてもお考えをお伺いをいたします。

最後ですが、この森林環境税の金額ですが、令和元年から5年間は譲与税特別会計から借り入れをします。それで、国民からは令和6年から1,000円を徴収すると聞いておりますが、今後の越前町の入ってくる森林環境税ですが、2年、3年は各800万円ずつ、それから令和4年から6年が3,600万円、1,200万円ずつの3年間で3,600万円、令和7年から10年が1,500万円の6,000万円というふうなことで、今後5年間で5,200万円程度、今後10年間で1億5,000万円、15年間で3億3,000万円が見込まれておりますが、この林道の整備とともにほかの自治体では整備計画書を作成をするというふうなことを聞いておりますが、越前町として今後、令和2年度以降、このような財源を活用した整備計画書の作成についてどのようにお考えかお伺いをいたします。

よろしくお願ひいたします。

○議長（青柳良彦君） 町長。

町長（内藤俊三君） 登壇

○町長（内藤俊三君） それでは、佐々木議員のご質問にお答えをいたします。

森林は環境に優しい資材である木材の生産のほか、生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源の涵養などの多くの多面的機能を有しており、森林面積が町土の75%を占める越前町において、森林を健全に管理することは、極めて重要であると考えているところです。

議員お示しのとおり、当町の森林面積は1万1,300ヘクタールで、人口林6,060ヘクタールのうち90%は杉が植栽されております。またそのうち、68%が越前地域森林計画に定められた標準伐採期齢の40年を超えている状況にあります。

さて、議員ご指摘の県単独事業の県産材を活用した福井の住まい支援事業は、在来工法による延床面積100平米以上である住宅で、県産材を60%以上、かつ県産柱材を30本以上使用したものを対象としております。補助金額は、住宅敷地面積が200平米未満の場合は30万円、200平米以上の場合は40万円を補助するもので、県産材を70%以上使用する場合は、10万円が上乗せされて、最高50万円の補助が受けられるものでございます。県産材活用課によりますと、平成28年度から30年度の3年間で387件の申請があり、うち、越前町管内からは毎年4件ずつの12件の申請があったとのことでございます。

町として、町産材を活用した住宅建設に対する補助金の交付をとのお尋ねでございますが、昨年度における越前町での木造住宅、新築50件に対し、県補助事業の利用率が8%であることを考慮しますと、県補助事業による利用促進の効果は限定的であると考えられます。そこで、町といたしましては、町産材使用の認証方法を検討した上で、県補助事業の対象となった住宅に対しては、町補助の上乗せの実施を検討し、町産材の利用促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、公共施設への町産材の利用についてでございますが、国は国産材の利用促進のための施策として、平成22年に公共建築物等木材利用促進法を施行しており、公共建築物については、国や地方公共団体が率先して木材利用に取り組むことが重要としております。現在、町においては、具体的に木造化を計画している公共施設はございませんが、町産材の活用については、施設整備の計画時において、建物の用途等を考慮の上、その都度適切に判断していきたいと考えております。

次に、森林作業道の復旧費用の森林環境譲与税の使用についてでございますが、作業道は特定の者が森林施業のために利用するものであり、恒久的公共施設ではないため、開設に当たっては経済性を確保しつつ、簡易な構造とすることが特に求められているものでございます。現在、延長が200メートル以上の作業道の災害復旧については、県単企業の作業道等、機能強化事業により対応が可能でございます。また、近年、森林組合においては、林道を補完する林業専用道路の整備、既設作業道を拡充する形で実施しておりますので、作業道の災害復旧等については、森林環境譲与税による事業に優先して、これらの既存の事業により対応するべきものと考えているところでございます。

また、議員の言われる不在地主にかわっての森林の管理は、平成31年4月に施行された森林経営管理制度によるもので、その概要は森林所有者の経営管理の責務を明確化するとともに、所有者がみずから経営管理できない森林を市町村が経営管理の委託を受け、意欲と能力のある林道、林業経営者に再委託することで、林業経営の集積と集約を図るものでございます。

なお、再委託できない森林については、再委託に至るまでの間においては、市町村が管理を行うものとされております。

森林環境譲与税は、この森林経営管理制度後の実施を前提に創設されたものであり、現在、町では、森林所有者の管理意向調査の実施に向けて、県及び森林組合と協議を進めているところでございます。今後、この調査結果をもとに、管理計画を策定することになりますが、調査量が大きく、境界の確定なども伴うことから、調査機関は複数年度を要するものと見込んでおります。

なお、森林環境譲与税は、森林環境税を原資に譲与されるもので、令和元年度から令和3年度までは787万8,000円、令和4年度から令和6年度までは約1,100万円、令和7年度から令和10年度までは1,600万円、令和11年度から令和14年度までは2,100万円、令和15年度以降は毎年度2,600万円が譲与される試算とされております。

今後、町といたしましては、今ほど申し上げました調査費や森林経営管理制度により、管理される森林の再委託のために必要となる条件整備事業、再委託できなかった森林の管理費用に森林環境譲与税を活用させていただきたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。佐々木議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（青柳良彦君） 佐々木一郎君。

○7番（佐々木一郎君） 今、町長のほうから答弁ございましたが、まず、この県産材活用の、確かにその利用率というのは非常に効率が悪いんですね。それで今、町長のほうで基準が何百平米以上とか、柱が何本以上とかいう話がありましたが、これについても県のほうで、単年度で建つ住宅ですね、これが2,000件ほどあるということをお聞きしました。そのうち、実際にこの県産材活用の促進事業補助金を適用される人は、福井県でも5%から8%だというふうなことを聞いておりますが、今、私も県産材活用課のほうへ行きまして、いろいろお話聞きますと、基準が厳しい点もあるというふうなことで、県のほうでは令和2年度から、この何本以上とか何平米以上とかという基準は緩和すると。なるべく木造で新築をした人に、多くの方が活用していただけるように、県としてもその基準の緩和をしたいというふうなことを言うておりますが、確かに越前町でも、今、町長のほうから答弁がありましたように、毎年50件前後、新築されているんですね。ですけれども、利用する人は、今、町長のほうで話ありましたように、28年、29年、30年、これ4件なんです。ことしは一応3件が申し込みがあると聞いているんですね。

実際、50件前後新築がされておって、利用する人は1割にも満たないということで、それで、私も県の主任といろいろ話、何でこの利用率が悪いのか、本当に県産材を使っていないのか、県産材を使っても補助金制度が、そういうようなことがあると知らない人があるかもわからない。また、施工した業者が県のほうへ書類を出すのが、何か証明書を取って出さないかとかいろいろあるみたいですが、それで事務の煩雑になるので出さぬのではないかと。いろんな県のほうで追跡調査をしているんですかと聞いたら、それはしていないというふうなことなので、ぜひ越前町としても、ことし3件しかないんですね。去年も4件しかない。1割にも満たない。

越前町で家を立てる、木造で建てる、それは今見ていると、町内の業者が建てる家もあります。ミサワホームとか大和ハウスとかいろいろな大手が建てているのが相当ありますけれども、それが本当に利用されるのに利用していない。たかだか30万円、40万円ですけれども、やはりもらえる分は私はもらわにやいかんと思うんですね。

そういうようなことで、県のほうにも、それで新年度から、令和2年度からはそんなことについて、県としても追跡調査まではできないけれども、ひとつそんなことに関して、強い関心を持って対応したいというふうなことの、県のほうから私回答をいただいたんですが、越前町としても、県の県産材の活用の補助金の対象になった分については、ぜひ、この町産材を使っている、県産材を使っているのは間違いありません、町産材についても町内の製材業者さんで証明書をもらって、これは間違いなく越前町の杉を使っています、ヒノキを使っていますというような証明書を一本もらって、それを町のほうへ出していただいて、町も県相当分の補助金を交付してもらおうというふうなことをぜひ新年度からお願いをいたしたいと思います。

私、30分しかありませんので、もうあと10分しかないので、あとの町長の答弁については、今の作業道についてで、それから、非木造の公共施設についての公共事業の非木造化、これ今、町長のほうからも答弁がありましたけれども、これから越前町がいろんな公共事業があると思いますけれども、特に私、今最初お願いしましたように、福祉関係とかそれから医療関係の施設はやはり、非木も大事ですけれども、やはり木造というのが、お年寄りが利用する、また弱者が利用

するのは、今、庁舎のほうも議会のほうでお願いをいたしまして、旧織田町の町有林の木を伐採して、それを内装材等使うというふうなことで、町当局のほうでもご配慮いただいて、今、町有林の木を使いますけれども、まだまだ町有林の木、私、ほかのところはわかりませんが、旧織田町にはまだまだ、今50年、60年、ちょうど切りごろの木がまだいっぱいあります。それをやはり旧織田町としては、これを将来織田町で何かあった場合に利用しようということで、営々として築いたわけで、きょうまできたわけですので、それを新町になっても、その町有林の木を利用して、また、新庁舎の内装材みたいな、また、木造で建ててもらったのが一番いいですけれども、ほかに朝日町も越前町も宮崎もございますけれども、こういうようなものをやはり有効利用するというのも、町政の一環として私は考えていかなければいかんと。宝の持ち腐れではだめだと思うんですね。

山林も100年たって、200年たてばいつかは枯れてしまうんですね。ですけれども、再生が可能な資源として、やはり越前町も考えていただきたいなど。これについては、また、機会があったらご質問させていただきませうけれども、それと、この森林環境税の使い方ですけれども、今、私のほうで金額をちょっと言いましたけれども、町長ほうも金額を言いましたけれども、今は県と町で2対8の配分で、今配分するんだということになっているとお聞きしていますけれども、最終的には県が1割、町が9割を配分すると、その配分率についても人口割とか、林業就業者数とか、森林面積とかで5、3、2の割合になっているみたいなんですけれども、これも最終的には市町村がより多くの環境税が交付されるように5、3、2の割合も変えていきたいというようなことを県のほうは言っているわけなんですけれども。

そうすると、最終的に越前町へは3、500万円ほどの金額は毎年、これはずっと後の話ですけれども、10年以降の話ですけれども、それだけのお金が毎年森林譲与税として越前町に交付される。それをやはり有効利用するには、森林環境譲与税についての整備計画というのが私、必要になってくると思うんですね。その整備計画にのっとって林道を整備するとか、また、不在地主の分についての整備をどうするかというような、ハード、ソフトいろいろ出てくると思うんです。

そんなことで、ぜひこの森林環境譲与税の有効利用の整備計画書は令和2年度以降、ぜひお願いをしたいなということで、再度、まだちょっと時間ありますけれども、この森林環境税を利用した整備計画書の、それと非木の公共事業についてのこの2点についてだけ、もう時間ありませんので、町長のほうから再度答弁をお願いします。

○議長（青柳良彦君） 町長。

○町長（内藤俊三君） 先ほども申しましたが、まず、町の公共施設についての、いわゆる町産材の活用ということは今、できるだけ取り組むような形で考えています。これからもそういう方向で、できるだけそういうものによって、構造と、いろんな設計の時間ありますけれども、そういう全てできるだけ町産材を使えるようなものの方向で考えていきたいと思っています。

それと、今の森林環境譲与税ですけれども、今はまだ始まったばかりで、金額もそれほどまだですですから、基金に積んでいるという状況ですけれども、これから、今言われたような作業道とか、道路、整備計画をまたきちんと立てまして、有効に利用していくようにしたいと思っております。

以上です。

○議長（青柳良彦君） 佐々木一郎君。

○7番（佐々木一郎君） ありがとうございます。

森林というのは、やはり昔は農林漁業、農業、林業、漁業、これは当然第1次産業として、日本の土台をつくってきた産業ですけれども、終戦直後、この農林漁業離れは日に増しているわけなんですけれども、私、土曜日の日、杉本知事の講演をお聞きしたんですが、その中で杉本知事はいろんなことを話ししていましたが、私、きょう言っているのと、林業のことを話しなかったんですけれども、農業のことをお話をされていて、私それを聞いておって、農業も林業も一緒だなと思うんですね。

安倍総理大臣は以前に、美しい日本をつくりたい、特に川上の人に国土を保全していただきたい。当然、川上というのは田舎のほうですので、山林を整備し、それから田畑を耕し、そうすることはやはりそこに住んでもらわなければいかん。ですけれども、過疎化が今どんどん進んでいるわけですけれども、越前町でも、この川上といいますと、旧織田町でいうと萩野村とか、それから糸生村とか、そういうふうなところにやはり山林が多くあって、田畑が多くある。そこに住んでいる人が営々と築いてきたわけですけれども、産業構造離れで、どうしても百姓だけではやっていけん、林業だけではやっていけん、漁業だけではなかなか生計が立てにくいというふうなことで、杉本知事は、もう何としてでも農業で、漁業で、林業で何とか生計が立つように県も施策を講じるというふうなことをちょっとお話しされていて、私も同感だというふうな感じを持ったわけなんですけれども。

越前町でも農業だけ、林業だけ、漁業だけでこの所帯を生計を立てていくというのは非常にこれは難しいことだと思いますけれども、そうであっても、現実に山があって、海があって、田畑があるわけです。それを何としてでも一年でも長く田を耕し、畑をつくり、山林を足が向くように、そういうふうな施策を講ずるのは、越前町としてもそういうようなことに関心を持っていただいて、美しい越前町をつくるというふうなことで、私もですけれども、内藤町長も、それから副町長さんもぜひそういうようなことに、今以上に関心を持っていただいて、なるべく林業、農業、第1次産業についても、いい方向に行くように、一助をお願いしたわけなんですけれども、そういうようなことで、ひとつ、今すぐ令和2年度の、新年度の予算編成に入ると思うんですが、そういうようなことも十分踏まえた中で、ひとつ来年3月の当初予算の中では立派な予算が我々にお示しをできるように、絶大なるご支援とご協力のほどをお願いしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございます。

○議長（青柳良彦君） これで佐々木一郎君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

なお、11時10分から全員協議会を開催いたしますので、議案をご持参の上、全員協議会室にお集まりください。

散会 午前10時58分